

学校法人亜細亜学園「私立大学ガバナンス・コード」

基本原則に基づく「遵守原則」の遵守状況（取組状況）について

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守原則1-1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得る必要がある。

遵守状況 実施項目（9）	建学の精神「自助協力」や学則に定める「教育の目的・使命」を果たすため、中長期計画及び中期行動計画を策定し、政策管理者と執行管理者を明確にして推進している。 また、広く社会に理解を得られるよう、本学公式サイト上に中長期計画及び中期行動計画の掲出や毎年度事業計画書及び事業報告書を公開しており、遵守原則1-1を遵守している。
-----------------	---

遵守原則1-2 自主性・独立性の確保、自律した学校法人の運営

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況 実施項目（11）	「学校法人亜細亜学園寄附行為」及び諸規則に基づき、役付理事の指名・解任方法並びに職務・権限内容を明確に定め、円滑な業務執行を行えるよう整備している。 また、理事会及び評議員会の決議事項及び諮問事項を規程に定め、監事においては、理事会及び評議員会への出席並びに定期監事監査等により意見・指摘事項を監事監査調書及び監事監査報告書に記載することにより、遵守原則1-2を概ね遵守している。
------------------	---

基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守原則2-1 有益な人材の育成

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況 実施項目（9）	中長期計画及び中期行動計画のビジョンを着実に具現するため、「国際化、教育・研究活動、学修環境・支援、社会連携、大学運営」と重点行動施策に分け、達成目標や具体的な行動指針を明確にし、全学的に推進している。 また、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化を進めるため、IR機能体制等を整備し、内部質保証システムを実効的に機能させることで、教育研究活動の向上に取り組んでおり、遵守原則2-1を遵守している。
-----------------	---

遵守原則 2-2 社会への貢献

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況 実施項目 (7)	<p>「亜細亜大学社会・地域連携会議規程」に基づき、社会貢献への取り組みを積極的に推進する体制を整備している。</p> <p>また、武蔵野市、小金井市、三鷹市、東久留米市、日の出町等、自治体との包括的な連携協定に基づき、人的交流及び知的、物的資源の活用を図り、地域課題の解決に向けて、大学として社会の多様な要請に応じるため、研究インテグリティの確保を徹底している。これにより、新たな人材育成と豊かな地域創造に取り組んでおり、遵守原則2-2を遵守している。</p>
------------------	---

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況 実施項目 (1 3)	法令を遵守するとともに、監事の監査機能の充実を図り、理事の職務執行監督及び業務監査を実施している。 また、監査計画・監査報告書の策定及び監事監査基準に基づく監事監査調書等が策定できるよう、監事機能の実質化のため支援体制を整備しており、遵守原則3-1を概ね遵守している。
--------------------	---

遵守原則3-2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況 実施項目 (3 1)	ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、「学校法人亜細亜学園内部監査規程」に基づき、内部監査計画、内部監査項目を整備するとともに、研究活動における不正防止を図るため「研究活動における不正防止に関する規程」を定め、有効な内部統制体制の確立を行い、遵守原則3-2を概ね遵守している。
--------------------	--

遵守原則3-3 積極的な情報公開

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況 実施項目 (1 1)	「学校法人亜細亜学園情報公開規程」に基づき、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度整備を進めるとともに、情報公開にあたっては幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図っており、遵守原則3-3を遵守している。
--------------------	---

基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況 実施項目 (10)	寄附行為により、理事会及び評議員会並びに監事の機能の実質化を図っている。さらに、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させるため、寄附行為施行細則に、教学組織と法人組織の役割・権限・責任を明確に定めており、遵守原則4-1を概ね遵守している。
-------------------	--

遵守原則4-2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況 実施項目 (21)	教育研究活動の継続性を確保するため、学生納付金以外に本学のミッション、ビジョンに沿った寄付金募集活動や、教育施設の貸与など組織的に収入の多様化を推進する体制を整備している。 また、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のため、災害の発生や情報セキュリティ等あらゆる危機に備えて、各種マニュアル及び緊急時の広報マニュアルを整備するなど、危機管理体制を整えており、遵守原則4-2を遵守している。
-------------------	--

※各遵守原則の遵守状況に記載する

「遵守している。」は、遵守原則の実施項目を全て遵守できている状況。

「概ね遵守している。」は、遵守原則の実施項目に一部限定付遵守及び遵守不十分項目があるため、表記を使い分けている。